（特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する指針の一部改正）

第二条　特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する指針（平成二十五年国土交通省告示第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　特定鉄道等施設に係る耐震補強の方法	一　特定鉄道等施設に係る耐震補強の方法
㈠～㈤　（略）	㈠～㈤　（略）
㈥　駅等に設けられる建築物が高架橋にある駅等については、㈠又は㈡に掲げる方法により補強すること。	㈥　駅等に設けられる建築物が高架橋にある駅等については、第一号又は第二号に掲げる方法により補強すること。
㈦　駅等に設けられる建築物が開削トンネル内にある駅等については、㈢に掲げる方法により補強すること。	㈦　駅等に設けられる建築物が開削トンネル内にある駅等については、第三号に掲げる方法により補強すること。
二　特定鉄道等施設に係る耐震補強の目標年度	二　特定鉄道等施設に係る耐震補強の目標年度
㈠　特定鉄道等施設のうち、特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令第二条の要件等を定める告示（平成二十五年国土交通省告示第三百三十七号）第一号㈠若しくは同号㈡（平成三十年四月一日以後に該当することとなった場合を除く。）に規定する要件に該当する線区におけるもの又は駅等に設けられるものに係る耐震補強は、平成三十四年度までの期間において実施するものとする。	㈠　特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令第二条の線区等を定める告示（平成二十五年国土交通省告示第三百三十七号。以下「線区等告示」という。）第一号㈠、第二号及び第三号に規定する特定鉄道等施設に係る耐震補強は、平成三十九年度までの期間において実施するものとする。
㈡　㈠に規定する特定鉄道等施設以外の特定鉄道等施設に係る耐震補強は、速やかに実施するものとする。	㈡　線区等告示第一号㈡に規定する特定鉄道等施設に係る耐震補強は、速やかに実施するものとする。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百二十八号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第三十一条第三項及び第五十八条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月三十日　　国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正）

第一条　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項第三号及び第四号を次のように改める。

三　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）のうち第1号の規定の適用を受けるもの以外のものは、完成検査等の際、別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するWLTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をg/kmで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をg/kmで表した値）の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	1.15	0.10	0.05	0.005
ロ　車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	1.15	0.10	0.05	0.005
ハ　車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	2.55	0.15	0.07	0.007
ニ　軽自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	4.02	0.10	0.05	0.005

四　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）のうち第2号の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査等の際、別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するWLTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をg/kmで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をg/kmで表した値）が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。